

東京都板橋区農業委員会

第23期第17回定例総会議事録

平成30年11月26日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 23 期第 17 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 2 時 00 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 12 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 引続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について2件 (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計10件 内訳：4条関係3件 5条関係7件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 農地利用状況調査の報告について (資料5)

3 その他

- (1) 第41回板橋農業まつり実施結果について (資料6)

4 次回日程

日 時 平成30年12月25日(火) 午後4時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	小原 昭雄	委員
	會田 幸夫	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	滝口 憲一	農政担当係長
	水株 利子	書記

事務局 長	<p>只今より、第23期第17回農業委員会定例総会を開会させていただきます。進行につきましては、会長お願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。 早速ですが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、小原委員、會田委員を指名させていただきます。 よろしくお願いいたします。 初めに、協議事項(1)引続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>1ページの資料1をご覧ください。 こちらは、相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行に伴う農地状況確認一覧となっております。1件ございます。 土地の所有者住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。該当いたします土地の所在につきましては、生産緑地が2か所ありまして、西台三丁目46番1および901番10の2筆で、地目は畑、合計面積が616平方メートル、生産緑地番号が95番です。もう一か所が西台三丁目52番12地目は畑、面積が649平方メートル、生産緑地番号が96となっております。平成30年11月15日に小原委員が現地を確認し、利用状況につきましては、指摘事項はございませんでした。 本件につきましては、本委員会表決後、農業委員会会長名で、該当いたします土地所有者宛てに、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行する予定でございます。 ご説明は以上です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。 只今、協議事項(1)についてご説明いただきました。 これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、引続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することといたしますが、いかがでしょうか。 [「異議なし」と言う人あり] ご異議がないようですので、引続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することといたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続きまして、(2)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について事務局お願いします。</p> <p>こちらは、2件ございます。それでは、資料2の1をご覧ください。 1件目は、平成30年11月16日付け板橋区農業委員会あて、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき板橋区長より諮問がございました。</p> <p>申請者、住所は表記のとおりです。対象事業は農業省力化事業です。事業経費は240,000円で申請金額は80,000円です。</p> <p>続きまして資料2の2をご覧ください。平成30年11月19日付け板橋区農業委員会あて、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき板橋区長より諮問がございました。</p> <p>申請者、住所は表記のとおりです。対象事業は農地整備事業です。事業経費は510,408円で申請金額は170,000円です。</p>
<p>会長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>吉田委員どうぞ</p>
<p>吉田委員</p>	<p>この補助金は5つの事業で200万とありますが、今回の申請含めて、残っている予算はいくら位ですか。また、予算オーバーで申請が来た場合はどういう対応になりますか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>私から、ご説明させていただきます。現在48万円程残っていますが、次にも区民農園の整備事業で使いたいという申出を受けています。ほぼ210万円の予算でいっぱいになります。また、オーバーした場合は予約という形でやらせていただいております。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>予約待ちの方はいますか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>なりそうな案件もありましたが、区民農園の運営経費で使えそうなので、予約待ちにならないかもしれません。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご異議がないようですので、承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について事務局、ご説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、今回は１０件です。内訳は４条関係３件、５条関係７件となっております。資料３、１２ページをご覧ください。</p> <p>農地法第４条１項７号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、平成３０年１０月１１日から平成３０年１１月１０日までに届出があったもの３件でございます。</p> <p>専決番号１、土地の所在が三園一丁目１９番６、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は１４８平方メートル、個人住宅への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、三園小学校の北東に位置しておりまして、住宅が建っております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号２、土地の所在が徳丸四丁目１８８番４、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は１９７０平方メートル、駐車場への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、北野小学校の北西に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号３、土地の所在が中台二丁目５４８番１、５４９番１、５５０番１、登記簿上の地目は畑、現況は上２筆が不耕作地で、最後が不耕作地と畑です。面積は合計１，２８５平方メートル、児童福祉施設への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、中台中学校の東側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、農地法第５条第１項第６号の規定による届出で平成３０年１０月１１日から同１１月１０日までに届出があったものでございます。７件ございます。</p> <p>専決番号１、土地の所在が西台一丁目１３５５番１及び１３５５番３、登記簿上の地目がいずれも畑、現況は不耕作地でございます。面積は合計４１８平方メートルと１．０１平方メートルで、分譲住宅・共同住宅への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>

<p>書記</p>	<p>こちらは、中台出口の西側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が若木三丁目1311番1、登記簿上の地目が田、現況は不耕作地でございました。面積は304平方メートルで、共同住宅への転用を目的とした届出でございました。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、中台出口の南西に位置しておりまして、共同住宅を建設中でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号3、土地の所在が小茂根二丁目17番15、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございました。面積は106平方メートルで、個人住宅への転用を目的とした届出でございました。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、上板橋第二中学校の北側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号4、土地の所在が高島平八丁目30番3、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございました。面積は183平方メートルで、共同住宅への転用を目的とした届出でございました。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、高島平駅の北側に位置しておりまして、駐車場でした</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号5、6は合わせてご説明します。土地の所在が赤塚一丁目912番1の一部で、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございました。面積は1.22平方メートルで、未利用地、準私道への転用を目的とした届出でございました。</p> <p>譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、下赤塚駅の東側に位置しておりまして、準私道でした。全部で分譲住宅6軒のうち、5軒で共有しています。</p>

事務局 長	<p>ここは建築基準法上、道路に面している土地が6軒ありますが、入口の1軒が権利に絡まないということで、道路を使って建築物が建たないように5軒で共有するということがよろしいでしょうか。</p>
書 記	<p>はい。</p>
事務局 長	<p>専決番号7、土地の所在が高島平一丁目11番4、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございました。面積は370平方メートルで、共同住宅への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
書 記	<p>こちらは、大東文化大学の西側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
事務局 長	<p>ご報告は以上です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>資料4、16ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、東京法務局板橋出張所からこれまでの転用の有無、それから現在の状況について照会が参りまして、それについて調査を行い、回答を行ったものでございます。平成30年10月11日から同11月10日までの間に照会があったもので、1件でございます。</p> <p>土地の所在が赤塚五丁目736番3、地目が畑、面積が11平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を11月2日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
書 記	<p>こちらは赤塚植物園の北側に位置しておりまして、道路の部分です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。</p>

<p>事務局長</p>	<p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(3)農地利用状況調査の報告について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>農政担当係長よりご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>資料5、17ページをご覧ください。</p> <p>10月23日に皆様に調査していただきまして、看板が見えにくいとか、雑草が生えているところは、お電話で連絡してございます。こちらにあります生産緑地番号79番・80番につきましては、ここ数年、連絡をし、改善をお願いしております。電話では耕作しますとお返事がありますが、あまりかんばしくない結果ですので、農業委員会としてしっかり指導していかなくてはいけないと思います。調査方法・基準・指導の文書等を、事務局で作っているところです。指導の流れ等も構築して、皆様にもんでいただいて、それに沿って指導していきたいと思います。合わせて都市計画課は、勧告はできるが強制力がないということですので、出すのであれば同時に指導・勧告できればと思っています。</p> <p>また、板橋都税事務所につきましても、今年度からしっかりと農地のチェックをしていこうということですが、流れができていませんので、調整しながら、都・区・農業委員会の3所に対応していきたいと思いますので、今しばらくお待ちいただければと思います。ご説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>石井委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>どうぞ</p>
<p>石井委員</p>	<p>どこまで指導できるのですか。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ、注意するのみで、あとは税金をかけるかどうかになります。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>市街化区域でなければ、農地中間管理機構に相談するように、勧告する事ができますが、市街化区域はそれがありません。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局からよろしいでしょうか。最近どの自治体も困りはじめて、それぞれの農業委員会で基準を作って、法律に裏付けられてはいないのですが、基準を作っているようです。我々も基準に沿って農業委員会会長名で指導していきたいと思います。あとは税金の面で課税しますと言わ</p>

	<p>ないと動かないと思いますので、都税事務所にも行き話合いを行っているところです。税制面でも指導できたらと思います。詰めとかもありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。</p>
石井委員	<p>はい、わかりました。</p>
福島委員	<p>都市整備から指定を解除することはできないのですか。</p>
事務局長	<p>都市計画の仕組みでいくと、目的外に用途に使用した場合、例えば建物を建てた場合は是正の勧告ができるのですが、農地のていで手入れが出来ていない場合は勧告できないので、そこは都市計画課と研究しながら、どこまで踏み込んでいかれるか、調整していきたいと思います。</p>
福島委員	<p>周辺の状況により、生産緑地を解除できるという文言があったと思いますが。周辺に緑地があるから、ここはもういらぬという解除はできないのですか。</p>
事務局長	<p>もともと生産緑地は、何かあった時に買い上げて、公園あるいは緑地のようなものにしていくという建て前で指定しましたが、実際には区が買い上げている事例はほとんど無く、それを使うのは難しいと思います。</p>
農政担当係長	<p>生産緑地法 10 条の 6、周辺の事情で不要の場合は解除できるとありますが、これは、公園等が充足しており指定の理由が消滅したという状況の場合でして、現在は買取申出があった時に、区が買わない理由が、「公園と公共施設が充足しているため」となっております。昔は買取することを前提に指定していましたが、今は買取れないのが現状です。なので、この 10 条の 6 は使えないと思います。</p>
春日委員	<p>買取価格はどうやって決めるのですか。</p>
事務局長	<p>基本的には路線価が使われると思います。 ただし、どこの自治体でも土地の値段が高く、買えていないのが現状です。ご報告は以上です。</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。その他(1)第41回板橋農業まつり実施結果について、事務局、説明をお願いします。</p>

事務局 長	<p>それでは、書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>18ページ、資料6をご覧ください。平成30年度第41回板橋農業まつり実施結果報告をいたします。</p> <p>まず、1. 日時が、平成30年11月10日、11日、両日とも晴天での開催となりました。</p> <p>2. 場所につきましては、赤塚体育館通り周辺となっております。</p> <p>3. 実施に内容につきましては、表に記載のとおりとなっております。</p> <p>4. 共進会出品点数についてですが、昨年度に比べて17点多い、合計点数は173点となっております。</p> <p>5. 来場者数が92,900人、内訳が土曜日に38,400人、日曜日に54,000人となっております。</p> <p>6. 参加団体数が134団体、延べ4,775人となっております。ご報告は以上です。</p>
会 長	<p>何か質問等がございましたら、お願いします。</p>
染 宮 委 員	<p>来場者数はどのように出すのですか。</p>
農政担当係長	<p>はい。日本観光協会というのが推奨している数え方がありまして、会場の広さがいくつで、10メートルかける10メートルの中にいる人数が何人で、一日の時間帯で何回転してという計算式がありまして、その合計ということになります。各会場ごとに合計しますので、のべ人数ということになります。</p>
会 長	<p>ほかに質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、本日の議題はすべて終了しました。皆様ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第17回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時00分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 12月20日(木) 午後2時 ・定例総会 12月25日(火) 午後4時